

## 静岡市事務分掌条例の一部改正について

静岡市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年11月24日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市事務分掌条例の一部を改正する条例

静岡市事務分掌条例（平成16年静岡市条例第97号）の一部を次のように改正する。

第1条企画局の所掌事務中（1）を削り、（2）を（1）とし、（3）を（2）とし、同所掌事務に次のように加える。

（3）広域行政に関する事項

第1条観光交流文化局の所掌事務中（1）を削り、（2）を（1）とし、（3）を（2）とし、（4）を（3）とする。

第1条中「保健福祉局」を「保健福祉長寿局」に改め、同条保健福祉長寿局の所掌事務に次のように加える。

（4）看護専門学校に関する事項

（5）病院に関する事項

第1条病院局の事務分掌を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（静岡市健康福祉審議会条例の一部改正）

2 静岡市健康福祉審議会条例（平成19年静岡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第10条中「保健福祉局」を「保健福祉長寿局」に改める。

（静岡市地方独立行政法人静岡市立静岡病院評価委員会条例の一部改正）

3 静岡市地方独立行政法人静岡市立静岡病院評価委員会条例（平成26年静岡市条例第119号）の一部を次のように改正する。

第5条中「病院局」を「保健福祉長寿局」に改める。

(静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

- 4 静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成19年静岡市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項及び第11条第1項中「保健福祉局」を「保健福祉長寿局」に改める。

(静岡市障害者施策推進協議会条例の一部改正)

- 5 静岡市障害者施策推進協議会条例（平成16年静岡市条例第90号）の一部を次のように改正する。

第6条中「保健福祉局」を「保健福祉長寿局」に改める。

(静岡市精神保健福祉審議会条例の一部改正)

- 6 静岡市精神保健福祉審議会条例（平成18年静岡市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第8条中「保健福祉局」を「保健福祉長寿局」に改める。